

# 記載例

## 当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て 1 点 = 10 円です。

| 1・調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項         |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調剤管理料<br>(4 / 28 / 50 / 60 点)   | お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。                                                                                                                                                           |
| 服薬管理指導料<br>(45 / 59 点)          | 患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。<br>お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します。                                     |
| かかりつけ薬剤師指導料<br>(76 点)           | 患者さんが選択した 1 名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの処方薬や、一般用医薬品・健康食品及び飲食物についても一元的・継続的に把握した上で、服薬指導等を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当薬局に一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。<br><b>同意書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。</b>           |
| かかりつけ薬剤師包括管理料<br>(291 点)        | 医療機関で「地域包括診療加算」若しくは「認知症地域包括診療加算」又は、「地域包括診療料」若しくは「認知症地域包括診療料」を算定している患者さんについて、 <b>「患者調剤加算」及び「在宅患者訪問薬剤管理指導料」</b> 、 <b>「在宅患者緊急時等共同指導料」</b> 、 <b>「18 院時共同指導料」</b> 、 <b>「経管投薬支援料」</b> 、 <b>「使用薬剤料」</b> 、 <b>「特定保険医療材料料」</b> 以外の費用が包括される「 <b>かかりつけ薬剤師包括管理料</b> 」を算定します。 |
| 2・地域支援体制加算に関する事項                |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 地域支援体制加算<br>(10 / 32 / 40 点)    | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は <b>「<u>該当しないものに「二重線」</u>」</b> として所定の点数を加算します。                                                                                                                                               |
| 3・無菌製剤処理加算に関する事項                |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 無菌製剤処理加算<br>(69 / 79 点)         | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は <b>「<u>該当しないものに「斜線」</u>」</b> として所定の点数を加算します。                                                                                                                                                |
| 6 歳未満の乳幼児の場合<br>(137 / 147 点)   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項           |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1：単一建物診療患者が 1 人の場合<br>650 点／回   | あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。                                                                                                      |
| 2：単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合      |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3：1 及び 2 以外の場合                  |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 在宅患者オンライン薬剤管理指導料<br>(59 点)      | 在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、情報通信機器を用いた薬学的管理及び指導（訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く）を行った場合に算定します。                                                                                                                                                                             |
| 5・後発医薬品調剤体制加算に関する事項             |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 後発医薬品調剤体制加算<br>(21 / 28 / 36 点) | 後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。                                                                                                                                                                      |
| 6・連携強化加算に関する事項                  |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 連携強化加算<br>(5 点)                 | 他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。                                                                                                                                                                           |
| 7・医療 DX 推進体制整備加算に関する事項          |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 医療 DX 推進体制整備加算<br>(4 点)         | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月 1 回に限り所定の点数を加算します。                                                                                                                                                                                      |
| 8・医療情報取得加算に関する事項                |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 医療情報取得加算<br>(1 / 3 点)           | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、6 月に 1 回に限り所定の点数を加算します。                                                                                                                                                                                               |
| 9・在宅薬学総合体制加算に関する事項              |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 在宅薬学総合体制加算<br>(15 / 50 点)       | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。                                                                                     |

## 当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です

- どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
- （ ）調剤基本料（ ）の施設基準に該当します。
- 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。
- 在宅で療養されている患者さんを訪問して服薬指導等を行った実
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に係る
- 保険医療機関や患者さん等の求めに応じて服用薬の情報提供を行
- 研修認定を取得した保険薬剤師が地域その他職種と連携する会議に
- 時間外等及び夜間・休日等の対応実績を有します。
- 麻薬の調剤実績を有します。
- 重複投薬・相互作用等防止の取組実績を有します。
- かかりつけ薬剤師による一元的・継続的な服薬管理指導の実績を有します。
- 外来服薬支援料 1 の算定実績を有します。
- 服用薬剤調製支援料の算定実績を有します。
- 服薬情報等提供料の算定実績を有します。
- 小児特定加算を算定しています。
- 1200 品目以上の医療用医薬品を揃えています。
- 薬局間連携による医薬品の融通などを行っています。
- 休日・夜間を含む開局時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。
- 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知を自局及び同一グループで十分に対応すること。また、地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分にを行っています。
- 患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づき、患者さんの服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、薬の服用及び保管取扱いの注意に関し指導を行います。
- 平日は 1 日 8 時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週 45 時間以上開局しています。
- 管理薬剤師は別に定められた十分な経験を有します。
- 調剤従事者等の資質向上のための研修体制を整備しています。
- 常に最新の「医薬品緊急安全性情報」、「安全性速報」、「医薬品・医療機器等安全性情報」等の医薬品情報を収集し、情報提供を行います。
- プライバシーに配慮した構造・設備を整備しています。
- 一般用医薬品及び要指導医薬品等（健康サポート薬局の届け出要件とされている 48 薬効群）を取り扱っています。
- 一般用医薬品を販売するとともに、健康相談、健康教室などを実施し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行います。
- 緊急避妊薬を備蓄するとともに、当該医薬品を必要とする者に対する相談について適切に応需・対応し、調剤を行う体制を整備しています。
- 敷地内は禁煙とし、たばこ及び喫煙器具を販売していません。
- 医療材料や衛生材料を供給する体制を整備しています。
- 在宅療養の支援に係る他職種やケアマネジャーと連携を図っています。
- 薬物療法の安全性向上に資する事例の報告実績があり、副作用報告体制を整備しています。
- 直近 3 ヶ月に調剤した後発医薬品の数量割合が（ 85 ）％以上の実績を有します。
- 他の保険薬局等との連携し非常時に対応できる必要な体制を整備しています。
- 医療用医薬品について、注射剤 1 品目以上を含む 6 品目以上を備蓄し、必要な薬剤交付及び指導を行うことができます。
- （ ）**「該当しないものに「斜線」」**
- 多剤併用・重複投薬等の解消に係る取組の実績を有します。
- 電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
- 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有しています。
- 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有します。
- 「第二協定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局です。
- 災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携により非常時に必要な体制をとっています。
- 情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制を整備されていること。
- 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に参加している保険薬剤師を配置しています。
- 「該当しないものに「斜線」」**
- かかりつけ薬剤師と連携できる十分な経験を有する保険薬剤師を配置しています。
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する基準を満たす保険薬剤師を配置しています。
- 「該当しないものに「斜線」」**

## 「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

## 訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

### 当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数は全て 1 点 = 10 円です。計算例) 10 点 = 100 円（3 割負担の方は 30 円、1 割負担の方は 10 円の負担です）

## 調剤報酬点数表（令和 6 年 6 月 1 日施行）

### 第 1 節 調剤技術料

| 項目                     | 届出 | 主な要件                                                                                                                                                                                                                                                                   | 点数           |
|------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 調剤基本料                  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |
| ①調剤基本料 1               | ○  | 調剤基本料 2、3、イ、ロ、ハ、特別調剤基本料 A・B 以外<br>月 4,000 円超かつ集中率 70% 超（受付上位 3 医療機関合計）<br>月 2,000 円超～4,000 円以下かつ集中率 70% 超<br>月 1,000 円超～2,000 円以下かつ集中率 70% 超<br>特定の医療機関からの処方箋交付回数 4,000 回超<br>※ 1. 医療機関ごとの処方箋の枚数及び医療機関は各 1 施設<br>※ 2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該医療機関を適用する。 | 45 点         |
| ②調剤基本料 2               | ○  | イ 3 ヶ月超～4 ヶ月以下かつ集中率 95% 超又は賃賃借取引あり<br>ロ 4 ヶ月超～10 ヶ月以下かつ集中率 85% 超又は賃賃借取引あり<br>ハ 40 回超又は保険薬局数が 300 施設以上かつ集中率 85% 超又は賃賃借取引あり                                                                                                                                              | 29 点         |
| ③調剤基本料 3               | ○  | イ 3 ヶ月超～4 ヶ月以下かつ集中率 95% 超又は賃賃借取引あり<br>ロ 4 ヶ月超～10 ヶ月以下かつ集中率 85% 超又は賃賃借取引あり<br>ハ 40 回超又は保険薬局数が 300 施設以上かつ集中率 85% 超又は賃賃借取引あり                                                                                                                                              | 24 点         |
| ④特別調剤基本料               | ○  | A 保険医療機関と在宅療養患者との特別な関係かつ集中率 50% 超<br>B 地方厚生局長に調剤基本料の届出を行なった薬局                                                                                                                                                                                                          | 19 点         |
| 分別調剤                   |    |                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |
| 処方箋の写し等提出等<br>後発医薬品の処方 | ○  | 1 分別調剤につき（1 処方箋の 2 回分のみ）<br>1 分別調剤につき（1 処方箋の 2 回分のみ）                                                                                                                                                                                                                   | 5 点          |
| 地域支援体制加算 1             | ○  | 調剤基本料 1（3 月以上）                                                                                                                                                                                                                                                         | 32 点         |
| 地域支援体制加算 2             | ○  | 調剤基本料 1（8 月以上）                                                                                                                                                                                                                                                         | 40 点         |
| 地域支援体制加算 3             | ○  | 調剤基本料 1 以外（かかりつけと在宅実務を含む 3 月以上）                                                                                                                                                                                                                                        | 32 点         |
| 地域支援体制加算 4             | ○  | 調剤基本料 1 以外（8 月以上）                                                                                                                                                                                                                                                      | 32 点         |
| 連携強化加算                 | ○  | 第一種協定指定医療機関であること、オンライン服薬指導の体制等                                                                                                                                                                                                                                         | 5 点          |
| 後発医薬品調剤体制加算 1          | ○  | 後発医薬品の調剤数量が 80% 以上                                                                                                                                                                                                                                                     | 21 点         |
| 後発医薬品使用体制加算 2          | ○  | 後発医薬品の調剤数量が 85% 以上                                                                                                                                                                                                                                                     | 21 点         |
| 後発医薬品使用体制加算 3          | ○  | 後発医薬品の調剤数量が 90% 以上                                                                                                                                                                                                                                                     | 21 点         |
| 後発医薬品加算                | ○  | 後発医薬品の調剤数量が 50% 以上、月 600 回以上の保険薬局を除く                                                                                                                                                                                                                                   | 21 点         |
| 在宅薬学総合体制加算 1           | ○  | 直近 1 年間の在宅薬学 24 回以上等の体制                                                                                                                                                                                                                                                | 15 点         |
| 在宅薬学総合体制加算 2           | ○  | 「1」の基準の他、医療用医薬品の備蓄、無菌製剤処理体制、直近 1 年間の在宅の乳幼児加算・小児特定加算の算定 6 回以上、かかりつけ薬剤指導料等の算定 24 回以上など                                                                                                                                                                                   | 50 点         |
| 医療 DX 推進体制整備加算         | ○  | 電子処方箋対応、オンラインで診療情報送付、マイナ保険証の利用実績等                                                                                                                                                                                                                                      | 4 点（月 1 回まで） |

### 薬剤調剤料

|                                         |                                                                                  |                                                  |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 内服薬                                     | 1 割につき、3 割分まで                                                                    | 24 点                                             |
| 外用薬                                     | 1 割につき、3 割分まで                                                                    | 21 点                                             |
| 麻薬                                      | 1 割につき、3 割分まで                                                                    | 190 点                                            |
| 注射薬                                     | 1 割につき、3 割分まで                                                                    | 7 日分以下 190 点<br>8～28 日分以下 190 点<br>29 日分以上 400 点 |
| 外用用薬剤                                   | 1 割につき                                                                           | 26 点                                             |
| 無菌製剤処理加算                                | 1 日につき ※注射薬のみ                                                                    | 10 点                                             |
| 中心静脈栄養法用輸液<br>抗悪性腫瘍剤                    | 生体組織水等を含む場合を含む<br>無菌的に充填する場合を含む                                                  | 69 点（6 歳未満 137 点）<br>69 点（6 歳未満 137 点）           |
| 麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）                 | 1 割につき                                                                           | 45 点                                             |
| 自製調剤加算（内服薬）<br>錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、工芸式調剤 | 1 割につき<br>※同一剤型・同一規格が薬価収載されているも、供給問題で入手困難であれば算定可<br>錠剤を分別した場合は 20/100 に相当する点数を算定 | 7 日分につき 20 点<br>45 点                             |
| 自製調剤加算（外用薬）<br>錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、工芸式調剤 | 1 割につき<br>※同一剤型・同一規格が薬価収載されているも、供給問題で入手困難であれば算定可                                 | 90 点<br>45 点                                     |
| 自製調剤加算（外用薬）<br>錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、工芸式調剤 | 1 割につき<br>※同一剤型・同一規格が薬価収載されているも、供給問題で入手困難であれば算定可                                 | 90 点<br>45 点                                     |
| 計量混合調剤加算                                | 1 割につき ※内服薬・経服薬・外用薬                                                              | 35 点                                             |
| 経管投薬指導加算 1<br>散剤、顆粒剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リネメント   | 1 割につき<br>※同一剤型・同一規格が薬価収載されているも、供給問題で入手困難であれば算定可                                 | 45 点<br>80 点                                     |
| 時間外等加算                                  | 基礎額＝調剤基本料（各加算を含む）＋薬剤調剤料＋調剤管理料＋無菌製剤処理加算                                           | 基礎額の 100%、140%、200%                              |

## 第 2 節 薬学管理料 ※特別調剤基本料 B は算定不可

| 項目                           | 届出 | 主な要件                                                                                                                                                                                                                                  | 点数                                                          |
|------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 調剤管理料                        |    | 処方箋受付 1 回につき、薬剤服用歴の記録、管理、調剤時に薬歴や RMP 等の情報に基づいた薬学的分析や評価を行う                                                                                                                                                                             |                                                             |
| ①内服薬あり                       |    | 内服薬 1 剤につき、3 割分まで                                                                                                                                                                                                                     | 7 日分以下 4 点<br>8～14 日分 28 点<br>15～28 日分 56 点<br>29 日分以上 60 点 |
| ②③以外                         |    |                                                                                                                                                                                                                                       | 4 点                                                         |
| 重複投薬・相互作用等防止加算               |    | 処方箋あり                                                                                                                                                                                                                                 | 医薬品調剤以外<br>医薬品調剤 20 点                                       |
| 調剤管理加算                       |    | 複数医療機関から合計 6 種類以上の内服薬が処方されている患者                                                                                                                                                                                                       | 2 回目以降（処方変更・処方追加）<br>3 点                                    |
| 医療情報取得加算 1<br>医療情報取得加算 2     |    | マイナカード持参なし（6 月に 1 回）<br>マイナ保険証を利用（6 月に 1 回）<br>処方箋受付 1 回につき、薬歴情報提供・服薬指導                                                                                                                                                               | 3 点<br>4 点<br>1 点                                           |
| 薬学管理指導料                      |    | ①遠方（②、③以外）<br>②介護老人福祉施設等入所者<br>③情報通信機器を使用（オンライン）<br>3 ヶ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外<br>指者のシミュレーションと看護・介護職員の患者をも尊重し、月 4 回まで                                                                                                             | 再調剤 45 点<br>それ以外 59 点<br>再調剤 45 点<br>それ以外 59 点              |
| 麻薬管理指導加算                     |    | 麻薬交付後のフォローアップ方法を明確化                                                                                                                                                                                                                   | 22 点                                                        |
| 特定薬剤管理指導加算                   |    | ハイリスク薬新規処方時<br>ハイリスク薬の用法用量変更や患者の副作用発現時等                                                                                                                                                                                               | 10 点<br>5 点                                                 |
| 特定薬剤管理指導加算 2<br>特定薬剤管理指導加算 3 | ○  | 抗悪性腫瘍剤の注射、かつ、要保護薬の投与に係る調剤、月 1 回まで<br>（イ）RMP 交付を受けた指導や緊急安全性情報等の提供及び指導（対象薬の最初の処方 1 回まで）<br>（ロ）調剤する対象となる先発品を選択しようとする患者、後発品の供給が不安定なため供給の要で調剤する患者（対象薬の最初の処方 1 回まで）<br>（ハ）調剤する対象となる先発品を選択しようとする患者、後発品の供給が不安定なため供給の要で調剤する患者（対象薬の最初の処方 1 回まで） | 100 点<br>5 点<br>5 点                                         |
| 乳幼児服薬指導加算                    |    | 6 歳未満の乳幼児                                                                                                                                                                                                                             | 12 点                                                        |
| 小児特定加算                       |    | 医療的ケア児（18 歳未満）                                                                                                                                                                                                                        | 350 点                                                       |
| 服薬管理指導料（特例）                  |    | 処方箋受付 1 回につき、かかりつけ薬剤師指導料（特例）<br>3 ヶ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が 50% 以下、加算は算定不可<br>処方箋受付 1 回につき、かかりつけ薬剤師指導料（特例）<br>3 ヶ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が 50% 以下、加算は算定不可                                                                                          | 13 点<br>59 点                                                |
| かかりつけ薬剤師指導料                  | ○  | 処方箋受付 1 回につき                                                                                                                                                                                                                          | 76 点                                                        |
| 麻薬管理指導加算                     |    | 麻薬交付後のフォローアップ方法を明確化                                                                                                                                                                                                                   | 22 点                                                        |
| 特定薬剤管理指導加算 1                 |    | ハイリスク薬新規処方時<br>ハイリスク薬の用法用量変更や患者の副作用発現時等                                                                                                                                                                                               | 10 点<br>5 点                                                 |

|                              |   |                                                                                                                                                                                                                                       |                     |
|------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 特定薬剤管理指導加算 2<br>特定薬剤管理指導加算 3 | ○ | 抗悪性腫瘍剤の注射、かつ、要保護薬の投与に係る調剤、月 1 回まで<br>（イ）RMP 交付を受けた指導や緊急安全性情報等の提供及び指導（対象薬の最初の処方 1 回まで）<br>（ロ）調剤する対象となる先発品を選択しようとする患者、後発品の供給が不安定なため供給の要で調剤する患者（対象薬の最初の処方 1 回まで）<br>（ハ）調剤する対象となる先発品を選択しようとする患者、後発品の供給が不安定なため供給の要で調剤する患者（対象薬の最初の処方 1 回まで） | 100 点<br>5 点<br>5 点 |
| 乳幼児服薬指導加算                    |   | 6 歳未満の乳幼児                                                                                                                                                                                                                             | 12 点                |
| 小児特定加算                       |   | 医療的ケア児（18 歳未満）                                                                                                                                                                                                                        | 350 点               |
| 服薬管理指導料（特例）                  |   | 処方箋受付 1 回につき、かかりつけ薬剤師指導料（特例）<br>3 ヶ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が 50% 以下、加算は算定不可<br>処方箋受付 1 回につき、かかりつけ薬剤師指導料（特例）<br>3 ヶ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が 50% 以下、加算は算定不可                                                                                          | 13 点<br>59 点        |
| かかりつけ薬剤師指導料                  | ○ | 処方箋受付 1 回につき                                                                                                                                                                                                                          | 76 点                |
| 麻薬管理指導加算                     |   | 麻薬交付後のフォローアップ方法を明確化                                                                                                                                                                                                                   | 22 点                |
| 特定薬剤管理指導加算 1                 |   | ハイリスク薬新規処方時<br>ハイリスク薬の用法用量変更や患者の副作用発現時等                                                                                                                                                                                               | 10 点<br>5 点         |

| 第 3 節 薬剤料                                                     |  | 主な要件                                                           | 点数                                                  |
|---------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 使用薬剤料（所定単位につき 15 円以下の場合）<br>（所定単位につき 15 円を超える場合）<br>※別記表の流通加算 |  | 薬剤調剤料の所定単位につき<br>1 処方につき 7 種類以下の内服薬、特別調剤基本料 A・B の保険薬局の場合       | 1 点<br>10 円又はその半数を繰り上げた 1 点<br>所定単位の 90/100 に相当する点数 |
| 第 4 節 特定保険医療材料                                                |  | 主な要件                                                           | 点数                                                  |
| 特定保険医療材料                                                      |  | 厚生労働大臣が定めるものを除く                                                | 材料価格を 10 円で除して得た点数                                  |
| 介護報酬（令和 6 年 6 月 1 日施行）                                        |  | 主な要件、算定上限                                                      | 単位数                                                 |
| 居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費                                       |  | 《薬局の薬剤師が行う場合》<br>①～④を合わせて月 4 回まで、末期の悪性腫瘍の患者等の場合は月 2 回かつ月 8 回まで | 518 単位<br>379 単位<br>342 単位<br>46 単位                 |
| 医療用医薬品調剤料                                                     |  | ①～④を合わせて月 4 回まで、末期の悪性腫瘍の患者等の場合は月 2 回かつ月 8 回まで                  | 100 単位                                              |
| 医療用医薬品調剤料                                                     |  | 医療用医薬品調剤料調剤法を行っている患者、オンライン不可                                   | 250 単位                                              |
| 在宅中心静脈栄養療法加算                                                  |  | 在宅中心静脈栄養療法を行っている患者、オンライン不可                                     | 150 単位                                              |
| 特別地域加算                                                        |  | 所定単位数の 15%                                                     |                                                     |
| 中山間地域等小規模集落地加算                                                |  | 所定単位数の 10%                                                     |                                                     |
| 中山間地域等居住サービス提供加算                                              |  | 所定単位数の 25%                                                     |                                                     |

注 1. 調剤報酬点数＝調剤技術料＋薬学管理料＋薬材料＋特定保険医療材料 注 2. 1 点＝10 円

## 開局時間

平日 9:00 ～ 18:00

土曜日 9:00 ～ 13:00

<夜間・休日等加算の対象時間>

平日 19:00 ～ 8:00

土曜日 13:00 ～ 8:00

※日曜日及び国民の祝日、1 月 2 日、3 日、12 月 29 日、30 日、31 日も対象になります。